

平成19年度 入札・契約の適正化に係る追加評価

独立行政法人理化学研究所

評価項目	評価結果	備考(実績等)
I 契約に係る規程類、体制の整備状況等に係る評価		
1	<p>契約方式、契約事務手続、公表事項等契約に係る規程類の適正性についての評価</p> <p>(項目別評価p26留意事項欄)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●理研全体の調達コストの大幅な削減について、一定の取り組みはなされているが、もっと積極的に取り組むべき。理研全体での消耗品購入体制の見直しなどについての検討は必要だと思われる。 ●契約に係る規程類については、概ね適切に整備されている。以前から指摘がなされていた、少額随意契約の基準については、平成20年度より国と同額に引き下げることで対応されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ●平成20年度においても、スケールメリットを活かした一括購入や単価契約を推進する。 ●契約に係る情報の公表について、随意契約は平成18年7月契約分から行っている。また、平成20年4月より、「国の基準と同一のもの」で実施済み。
2	<p>契約の適正実施確保のための取組(※1)についての評価</p> <p>(項目別評価p26留意事項欄)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●このような取組みによる経費削減については限度があることも事実であるが、更なる経費削減の要請等に対しては、理化学研究所の諸施設の管理運営業務について、組織全体としての経費削減に向けた抜本的な努力が求められるのではないかと考える。 ●契約事務に係る内部審査体制については、「契約審査委員会」を設置・開催(H19年度実績22回)し、契約締結手続における公正性、透明性、経済性の確保等のための努力が払われ、一定の機能を果たしているものとする。 ●監事は、契約の適正実施確保のため、書面・実地による定期監査、理事会議等への重要な会議への出席、稟議書等の重要な文書の回付、という形で関与しているが、更なる関与の在り方についても検討していただきたい。 	<p>経理部・契約業務部等から、平成20年度において、契約の適正実施確保を周知徹底すべく、物品の購入計画によるスケールメリットを生かした一括購入や単価契約の検討、競争性を確保した調達の実施などの内容を含む文書を出し、研究所全体で契約の適正な実施に取り組んでいる。</p>
3	<p>「随意契約見直し計画」の実施・進捗状況や目標達成に向けた具体的取組状況についての評価</p> <p>(項目別評価p26留意事項欄)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●調達経費の削減に向けて随時購入から単価契約への移行(4件)、スケールメリットを活かした一括購入(2件)、随意契約から一般入札への移行などの取り組み(27件)を実施し、一定の効果をj出している。 (項目別評価p26留意事項欄) ●関連公益法人である財団法人脳科学・ライフテクノロジー研究所との随意契約について、競争性を確保した調達導入の可能性につき検討し、平成19年度には業務の一部について一般競争入札を実施し、さらに、平成20年度には全ての業務を一般競争入札に付すこととしたことは、妥当である。引き続き適切な契約の在り方となるよう努めていただきたい。 ●「随意契約見直し計画」については、契約額に占める随意契約額の割合が71%(H18年度)から、39%(H19年度)に改善されるなど、具体的に進捗がなされている。今後とも、総合評価方式の導入拡大等の取り組みを通じて、計画の達成に努めていただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ●平成20年度においても、スケールメリットを活かした一括購入や単価契約を推進する。 ●工事入札における適切な案件に備え、評価項目、評価基準等のガイドラインを平成21年3月までの策定に向け準備中。 ●平成20年4月以降、清掃業務等の役務契約、リース契約等について、順次複数年度契約を実施。 ●資格審査事務の効率化を引き続き実施している他、事務手続きの効率化を実施。
II 個々の契約に係る評価		
<p>監事による個々の契約のチェックプロセスや第三者によるチェックプロセスを把握した上で行う、契約における競争性・透明性の確保の観点からの、特定の契約(※2)に対する監事等によるチェックプロセスについての評価</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●「関連公益法人との随意契約」については、監事監査の重点項目として設定される等の対応がとられており、今後も引き続き適切な契約の在り方となるよう努めていただきたい。「落札率95%以上の契約」及び「応札者が1者のみである契約」のうち重要な契約案件については、監事に回付する他、実状に応じて適宜監事監査を実施するようなチェック体制を強化することを検討していただきたい。 	<p>「関連公益法人との随意契約」については、平成20年度においても引き続き監事監査の重点項目としている。「落札率95%以上の契約」及び「応札者が1者のみである契約」については、契約金額が上位30件に入る金額の契約案件について監事に回付するなどとともに、実状に応じて適宜監事監査を実施するようチェック体制を強化する。なお、平成20年度監事監査において、「入札及び契約の適正な実施状況について」を重点項目として、監査を行うこととしている。</p>

※ 斜体部分はすでに提出している評価書に記載している事項

※1 契約事務の適正実施確保のためにとられている措置や体制(内部審査体制、外部審査体制、監事監査等)についての評価を記載(措置や体制がとられていない場合はその必要性について評価)

※2 関連公益法人との随意契約及び落札率が95%以上の契約(予定価格を公表していない場合は応札者が1者のみの契約)(500万円以上)を対象とする。500万円以上を対象としたときに該当する契約件数が多い場合は、契約金額上位30件程度が入る金額で下限を定める。